

買受け及び借受けの要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、買受け及び借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については、受付担当課までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承ください。

石川県所在物件														令和8年7月3日現在			
整理 番号	所在地	登記 地目	面積 (平方メー トル)	買受要望						借受要望				事務所等	担当	電話番号	備考
				買受参考価格（※1）		貸付けの種類				借受可能 期間	借受要望 交付期間	借受参考 賃付料等 (※6)					
				前回入札時の 最低売却価格 (円)	前回入札の 公示日	一時 貸付け (※2)	3年を 超える 貸付け (※3)	事業用 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※4)	一般 定期 借地権 の設定 による 貸付け (※5)								
1	金沢市神谷内町裏9-4番	宅地	145.42	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
2	金沢市度2丁目4-51番	宅地	209.36	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
3	金沢市千田町イ1番	田	770.32	○	—	—	○	○	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	農地
4	金沢市平和町1丁目12番7	宅地	2,958.73	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
5	金沢市宮保町イ151番1外1番	田 雑種地	351.34	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
6	金沢市山の上町626番	宅地	238.65	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
7	金沢市弥生3丁目274番1外1番	宅地	475.63	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
8	七尾市田鶴浜町ト113番	宅地	89.25	○	—	—	○	○	○	○	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
9	七尾市中島町崎山巻4番3外1番	田 宅地	661.48	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
10	小松市下栗津町リ4番3外1番	雑種地	650.00	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
11	小松市下牧町丙5番	宅地	150.64	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
12	小松市向本折町ワ154番3	宅地	744.33	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
13	輪島市大野町城裏37番24	宅地	222.22	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
14	輪島市門前町走出武33番	宅地	132.23	×	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
15	珠洲市正院町正院式〇部31番	畑	201.00	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
16	加賀市橋原町リ34番	宅地	850.22	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
17	加賀市山代温泉巻六274番外2番	宅地	309.75	○	—	—	○	○	○	○	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
18	羽咋市鰐山町ト39番	宅地	277.79	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
19	白山市ハツ矢町554番	宅地	806.52	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
20	白山市米光町45番外1番	宅地	524.19	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
21	河北郡津幡町字清水リ333番1	宅地	148.26	○	—	—	○	○	○	○	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
22	羽咋郡宝達志水町今浜タ215番6	宅地	263.71	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
23	鹿島郡中能登町一青ヨ107番1	雑種地	597.45	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
24	鹿島郡中能登町良川ヌ74番	雑種地	161.00	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	
25	鳳珠郡穴水町字岩車ハ4番17	山林	408.20	○	—	—	○	×	×	×	個別照会	随時	—	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	

（注）上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

（※1）「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

（※2）「一時賃付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

（※3）「3年を超える賃付け」は、貸付期間が3年起30年以内の賃付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の賃付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

（※4）「事業用定期借地権の設定による賃付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の賃付けです。

（※5）「一般定期借地権の設定による賃付け」は、貸付期間が50年以上の賃付けです。

（※6）「借受参考賃付料等」は、一時賃付等の入札を実施している場合に公告した直近の最低賃付料（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）、「賃付けの種類」、「賃付け期間」及び「賃付数量」を掲載しています。なお、一般競争入札等により貸し付ける場合には、別途予定価格を算定することとなるため、実際に貸し付ける場合の最低賃付料と「借受参考賃付料」は大きく異なる場合があります。

お問い合わせ先
 北陸財務局管財部（国有財産売却担当） TEL（076）292-7875